

アレチウリ

科 名：ウリ科
学 名：Sicyos angulatus
原産地域：北アメリカ

【どんな被害を引き起こすのか】

生態系：在来植物の駆逐・生物多様性の低下

- ・つるを伸ばして他の植物を覆い、日光を遮って駆逐する
- ・河川敷に固有の在来植物の減少を招く（千曲川や犀川では在来植物の種数が減少）

産 業：農作物への被害

- ・畑地の農作物を覆い、収量低下を招く

【生育場所】

- ・河川敷、林縁、畑地、樹園地、路傍等
- ・日当りの良い肥沃地を好む

- ・花期は8～10月
- ・花の径は約1cmで黄白色
- ・葉の脇に雄花序と雌花序を1本ずつつける



花

**

茎は粗い毛を密生したつるで、巻きひげで他物に巻き付き広がる

果実



葉



- ・葉は径10～20cm
- ・3～7浅裂
- ・葉柄は葉より長く、互生

- ・9月下旬には果実が熟し始める
- ・直径3cm程度のコンペイトウ型の集合果ができる
- ・1つの果実は、長さ約1cmの楕円形
- ・鋭いトゲを密生し、中に1個の種子が入っている

【どこまで広がっているか】

長野県では

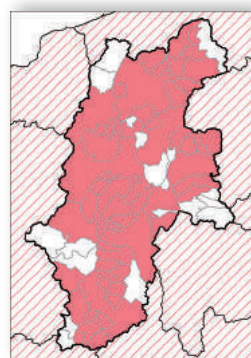
- ・県内に広く野生化

全国では

- ・1952年に静岡県清水港で確認
- ・輸入大豆や輸入飼料等に混入して持ち込まれたといわれている
- ・ほぼ全国に野生化

世界の分布

- ・南アメリカ、ヨーロッパ、アフリカ、アジア、オセアニア（温帯～熱帯域）

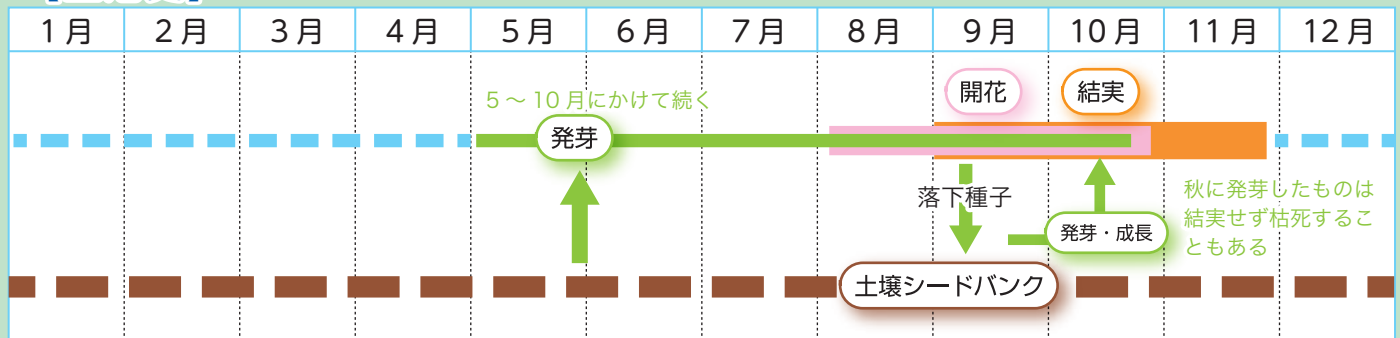


2019年現在
■ 定着 ■ 一部地域に定着

【特性】

- ・冬になると枯死するが、つるは丈夫で枯れても絡み合ったまま残る
- ・成長は早く、つるは長さ数mから十数mに達し、周囲の植物を覆うように繁茂する
- ・大量の種子を生産し、早い時期に発生した個体では5,000個以上の種子をつけることが報告されている
- ・種子は、光等の発芽条件が満たされれば発芽する
- ・発芽条件が満たされず発芽できなかった種子は埋土種子となり、土壌シードバンクを形成する
- ・芽生えは5月頃から10月頃までの長期にわたる
- ・種子には休眠性があり、土壌に埋まっても発芽能力を維持する
- ・当年産の種子は休眠性が高く発芽しないものが多いが、1～2年経過した種子は発芽率が高くなり、3年以上経つと発芽率が低下するといわれている
- ・土壌シードバンクは表層0.25m程度に集中するとされる
- ・種子は軽く、水に浮くため、水系を通じて分布拡大する

【生活史】



【防除方法】

作戦を立てる！

1年草のアレチウリは、種子を作らせないことが重要です。現場の状況、作業人数、使用できる道具によって、選択できる防除方法は異なります。どのような防除に取り組むか、まずは作戦を立てましょう。

作業を見直す！

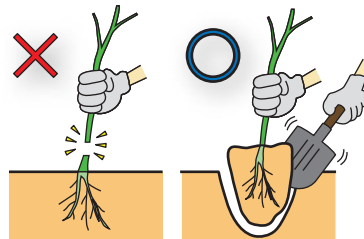
防除効果を実感できないときこそ、作業の見直しが重要です。記録した実施内容や経過の観察から減らない要因を考え、実施時期を早める、作業回数を増やす、他からの種子の流入を防ぐなど、作業を効果的にする方策を探りましょう。

抜き取り 根絶を目指す

1年草のため根が浅く、根を残さないよう抜き取れば、確実に駆除できる

- スコップや根掘り等を用いて、根ごと抜き取る
- 成長すると長いつるを伸ばして抜き取りにくくなるため、実施は芽生え期から成長初期がよい
- 年3回以上（①6月下旬、②7月下旬～8月上旬、③9月下旬等）、継続して実施する

※アレチウリのみを対象とするため、他の植物への影響が小さい
 ※葉や茎には毛が、果実にはトゲがあるため、作業には革手袋等を着用する

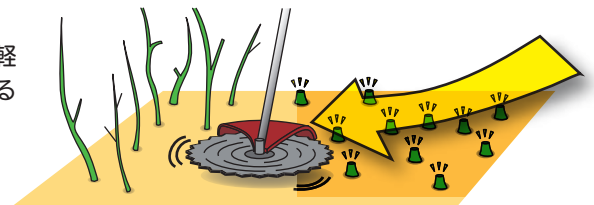


芽生え
 （芽生えは手で簡単に抜くことができる）

刈り払い 抑える・増やさない

広範囲を防除したい場合に適している

- 刈払機等で地上部を全面的に刈り取る作業は、抜き取りに比べると軽微であり、開花結実を抑制し、土壌への種子供給を減らす効果がある
 - 年3回以上（結実期前半の9月上旬頃まで）、継続して実施する
- ※貴重な植物等が生育する場合は刈り残す等の注意が必要
 ※葉や茎には毛が、果実にはトゲがあるため、作業には革手袋等を着用する



生育初期に抜き取りを実施し、その後は刈り取りを継続

先に刈り取りを行い、その後出てきた芽生えを抜き取る等、現状に合わせて作業を組み合わせ、種子を作る時期まで観察を継続する

きっちりと処分する ～作業後～

- 刈り取ったアレチウリは、花や果実が飛び散らないよう密閉できるゴミ袋等に入れて枯らす（花や果実がなければ野積みして枯らしてもよい）
- それぞれの自治体のゴミ処理方法に従って焼却処分する

※特定外来生物に指定されたものは、原則として「飼育、栽培、保管及び運搬すること」、「輸入すること」、「野外へ放つ、植えるまたはまくこと」、「譲渡、引き渡し、販売すること」が禁止されている

※なお、以下のすべてに該当する場合は、運搬・保管が可能

- ・防除した特定外来生物である植物を処分することを目的として、ごみの焼却施設等に運搬するもの
- ・落下や種子の飛散等の逸出防止措置が運搬中にとられているもの
- ・特定外来生物の防除である旨、実施する主体、実施する日及び場所等を事前に告知する等、公表された活動に伴って運搬するものであること
- ・保管中の逸出防止措置がとられており、第三者が容易に持ち出すことができないよう実施する主体において管理され、かつ必要最低限の期間に限り行う場合

